

参考資料 2
地域福祉ニーズへの対応

地域福祉分野における地域活動の現状

| テーマ | 活動内容 | 補助制度 | 補助団体数等 |
|---------------------|------------------------|------|--------|
| 高齢者の見守り・ フレイル予防等 | 民生委員児童委員活動（民児協等） | ○ | 175 |
| | ひとりぐらし高齢者への声かけ | ○ | 1176 |
| | ふれあい給食会の開催 | ○ | 239 |
| | 地域福祉センターにおけるふれあい喫茶の開催等 | ○ | 182 |
| | つどいの場（体操・茶話会）の開催 | ○ | 229 |
| | 地域拠点型一般介護予防事業 | 委託 | — |
| | 生活支援（家事、配食サービス等） | — | — |
| | 老人クラブ活動 | ○ | 362 |
| 子育て支援 | こどもの居場所づくり（こども食堂・学習支援） | ○ | 124 |
| | PTA活動 | ○ | 109 ※1 |
| | 青少年育成活動（体験・交流活動等） | ○ | 153 ※2 |
| | 子ども会活動 | ○ | 128 |
| | 登下校の見守り | — | — |
| | 児童館の管理運営（指定管理） | 指定管理 | — |
| その他 （孤独・孤立対策等） | 不登校支援 | △ | — |
| | まちの居場所、地域食堂等 | △ | — |
| | ひきこもり支援 | △ | — |
| | ヤングケアラー支援 | △ | — |
| | 外国人との共生 | △ | — |

高齢者の見守りーふれあい給食会の開催補助

○補助制度概要

閉じこもり防止と地域コミュニティへの参加促進を目的として、ひとりぐらし高齢者等を対象に定期的なふれあい給食会を行う福祉活動団体やボランティアグループに対して経費の一部を補助する。

○対象となる活動

65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯及びそれに準ずる世帯で給食会への参加を希望する方を対象に行う給食会活動

○対象団体

- ・給食会を実施するボランティアグループ（民生委員、婦人会、ふれまち等）
- ・R4年度 239団体
- ・R4年度年間延べ活動者数 27,343人
- ・活動頻度は概ね月1回

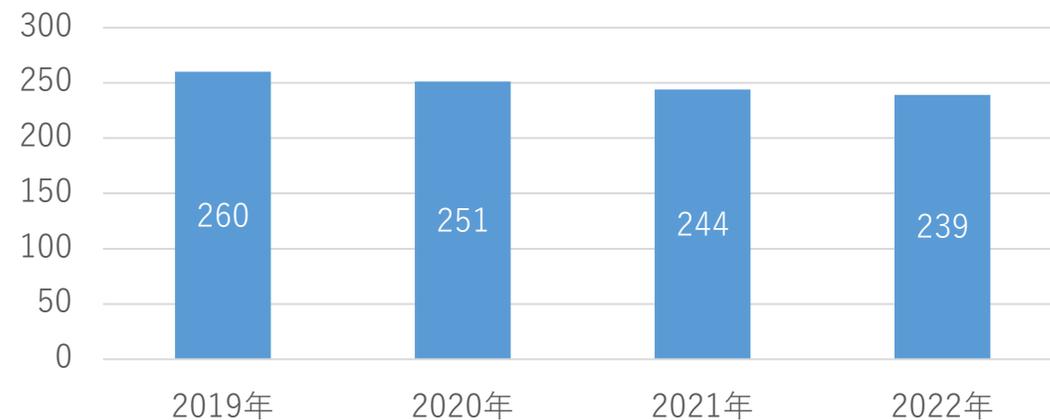
○補助金

- ・参加高齢者1人につき1回300円、グループに対して年間2万円の助成など
- ・補助金支給の流れ
市→区社会福祉協議会→活動団体
- ・令和4年度補助決算額 39,727千円（市→区社協）
- ・団体平均 約166千円

○行政からの働きかけ

- ・各区社会福祉協議会において、新しいグループの立ち上げに力を入れて取り組んでいる。

○団体数の推移



高齢者の見守りーふれあい給食会の開催補助（ヒアリング：福祉局くらし支援課）

○地域が活動主体となる意義

- ・ 地域の一員として実施することで、自然な会話の中で参加者の健康状態や生活環境に問題がないか確認することができ、見守り活動にもなっている。
- ・ 活動団体も高齢化が進んでいるが、活動にやりがいを感じており、ふれあい給食会の場が参加者と活動団体双方の居場所になっている。
- ・ 地域に代わって行政がサービスを提供することもできるが、本来の事業趣旨から外れてしまう。地域に深く入っていくことができない。

○地域との連携状況

- ・ 実施場所については、全体の約65%が地域福祉センターで実施されており、開催にあたっては地域の方々との連携がとられている。
※その他(35%)…自治会館、集会所、福祉施設等

○中間支援団体の存在

- ・ 区社会福祉協議会が窓口となり、申請受付や活動についての相談、アドバイスを行っている。

○民生委員児童委員との関わり

- ・ 活動団体の約50%が民生委員児童委員協議会によって運営されている。
※ふれまち協(20%)、婦人会(11%)、自治会(4%)、その他ボランティアグループ等(15%)

○事業継続の課題

- ・ 担い手の高齢化により継続が困難な団体もある。
- ・ あくまでも高齢者を対象とした事業として国・県の予算を確保しているため、事業の枠を広げることができない。

高齢者の見守りーつどいの場の開催補助（つどいの場支援事業）

○補助制度概要

高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「つどいの場」の充実を図ることを目的に、地域住民等によって自主的に運営される「つどいの場」に要する経費の一部を補助する。

○対象となる活動

地域住民等によって自主的に運営される、身近で高齢者の誰もが自由に参加でき、運営者も参加者もともに関わる、体操、茶話会、認知症予防、趣味活動等の「つどいの場」。

○対象団体（以下項目すべてに該当する団体）

- ①市内で「つどいの場」を実施する団体。任意団体の場合は代表者を定めていること
- ②運営従事スタッフが3名以上であること
- ③宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと
- ④開催場所等について市ホームページ掲載に同意
 - ・ R5.12月現在 229団体
 - ・ 開催頻度は月1～2回が多い（原則、月1回以上の通年開催）

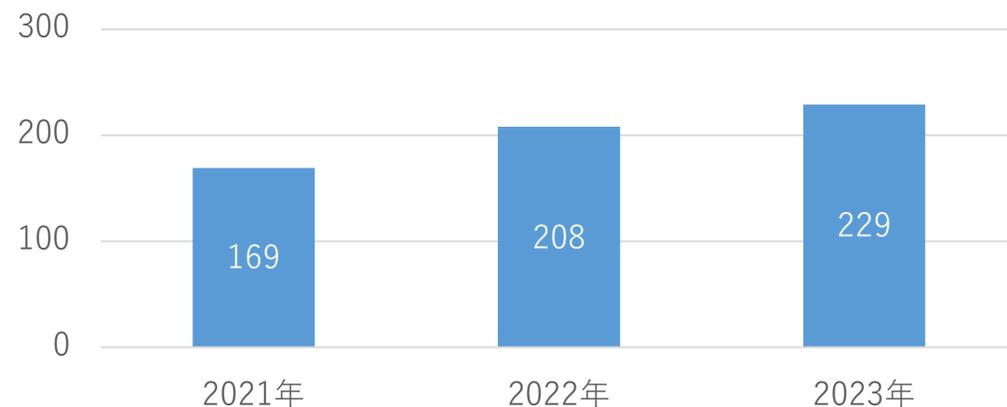
○補助金

- ・ 基本補助額（年額上限70,000円）
 $2,000円 \times 開催予定回数$
 - ※身体活動加算あり（年間上限17,500円）
 - ※立ち上げ応援補助あり（年額10,000円）
- ・ 令和4年度実績額 9,926千円
- ・ 団体平均 約49,900円

○行政からの働きかけ

- ・ 過去にあんしんすこやかセンターと区役所が一緒になり、健康課題がある地域に向けて活動を呼びかけた。

○団体数の推移



○地域が活動主体となる意義

- ・地域の方々が自分の役割を持って実施することでより介護予防の効果が得られる。
- ・地域での顔見知りが増え、ゆるやかなつながりや楽しさが生まれる。
- ・現場知を活かし、それぞれの地域特性に合った手法で実施できるため、参加者の満足度が高い。

○地域との連携状況

- ・実施主体のほとんどは地域で暮らす個人や近所の友達同士のグループなど。
- ・開催場所は、徒歩圏内で高齢者でも気軽に通いやすい場所として、住宅等の集会所が最も多く使われている。

○中間支援団体の存在

- ・区社会福祉協議会が窓口となり、団体の活動についての相談にアドバイスを行っている。

○民生委員児童委員との関わり

- ・特になし

○補助事業継続の課題

- ・担い手も高齢者であることから、新たな担い手（後継者）の発掘が課題。
- ・実施団体の増加に伴い全体の参加者は増加しているが、1団体あたりの参加者は減少傾向。
- ・利用してくれる人がいる限り活動を続けたいという団体も多いが、参加費の減収などにより資金のやりくりで苦慮している。

子育て支援—こどもの居場所づくり補助

○補助制度概要

地域の子どもたちを広く受け入れ、地域の中で子どもたちの育ちを支え見守る場所として広げていくことを目的に、居場所づくりを実施する地域団体等に対する補助。

○対象となる活動

おおむね10名以上の児童（主に小・中学生）を対象に、食事提供もしくは学習支援を年間通じて12日以上（月1回以上※1回あたり2時間以上）実施する活動

○対象団体

- ・地域活動又は福祉活動等の6か月以上の活動実績を有する団体で、実施場所の地域住民等と連携して事業を実施する団体
（法人格を有しない団体においては、団体の構成員が5名以上・構成員の過半数に6カ月以上の活動実績等の条件を満たす場合に申請可能）
- ・こどもの居場所 297か所（R5.9月末現在）
- ・市の補助対象124か所
※その他の173か所の多くは国や県、民間の補助等を利用
- ・月1回実施する団体が多い

○補助金

- ・下表の補助基準額を適用し、合計額を上限（上限140万円。別途備品購入費上限10万円を加算）。

| 実施内容 | 月1回 (年12日以上) | 月2回 (年25日以上) | 週1回 (年50日以上) | 週2回 (年100日以上) |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 食事提供 | 100,000円 | 200,000円 | 400,000円 | 700,000円 |
| 学習支援 | 100,000円 | 200,000円 | 400,000円 | 700,000円 |

- ・令和4年度実績額 50,494千円
- ・団体平均 約549千円

○行政からの働きかけ

- ・各区社会福祉協議会により地域団体等に活動を案内し、居場所の立上げや運営支援を行っている。

○助成団体数の推移



子育て支援ーこどもの居場所づくり補助（ヒアリング：こども家庭局こども青少年課）

○地域が活動主体となる意義

- ・地域をよく知る地域団体等が地域の中で子どもを見守り支えることで、子どもや家族のSOSを察知することができる。
- ・地域の方と一緒に食事をするすることで、子どもたちの孤食・孤立を防ぐことにもつながっている。

○地域との連携状況

- ・区社会福祉協議会が実施団体と地域や学校をつなげている。

○中間支援団体の存在

- ・市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会が窓口となり、団体からの活動についての相談・アドバイスを行っている。

○民生委員児童委員との関わり

- ・児童委員が個別に関わっているようなところはあるが、全体として活動団体のサポートや、子どもをこどもの居場所につなぐような動きはない。

○補助事業継続の課題

- ・実施主体が増加している一方で、継続的な支援がどこまでできるか、誰が支援するのか。
- ・実施主体の増加に伴い市の補助対象団体も増加しており、10年、20年先も当事業が同じように継続できるか不透明。
- ・補助なしでは活動できないという団体も多く、継続的に活動できるような仕組み・サポートを検討する必要がある。



新たな福祉課題への対応①ひきこもり支援（ヒアリング：福祉局相談支援課）

■神戸市における取組み

- ・「神戸ひきこもり支援室」の開設（R2.2）
家族教室や家族居場所の開催／精神医療専門職チームの自宅派遣／就労支援の実施／バーチャル空間を活用した当事者会の開催

■主な関係機関

各区くらし支援窓口・保健福祉課、地域福祉ネットワーク（区社協）、発達障害者相談窓口、障害者相談支援センター、あんしんすこやかセンター、スクールソーシャルワーカー（教育委員会）等

■NPO等との連携

- ・市内のひきこもりに関する活動団体はNPO法人神戸オレンジの会（親の会）。
- ・家族教室・居場所開催はNPO法人中央むつみ会（障害者の社会参加支援等）へ委託。
- ・オンライン上で支援を行う市外のNPO法人や株式会社等と連携している。

■地域に対して期待すること

- ・ひきこもりは本人の甘えや怠け、親の育て方に原因がある等の間違った認識や偏見を解消し、相談しやすい環境づくり。
- ・相談ができず潜在化している世帯があれば、民生委員をはじめとする地域の見守りやアドバイスにより相談窓口につなぐ。
- ・社会参加の場（既存の居場所、地域のボランティア活動など）を提供。
- ・当事者に対しては専門的な支援が必要であり、それは行政や専門職の役割である。

新たな福祉課題への対応②こども・若者ケアラー支援（ヒアリング：福祉局相談支援課）

■神戸市における取組み

1. 相談・支援窓口の設置（R3.6 全国初）
2. 身近な方々への理解の促進
3. 交流と情報交換の場（ふうのひろば）

■主な関係機関

障害福祉サービス事業所、相談支援専門員、障害者相談支援センター、介護サービス事業所、ケアマネジャー、あんしんすこやかセンター

■NPO等との連携

- ・市内にケアラーに特化したNPOは少ない。情報交換の場の開催はNPO法人こうべユースネットへ委託。
- ・こども食堂や学習支援を行うNPO等を訪問し、ヤングケアラーに対する周知に努めている。
- ・ケースに応じて当事者を地域のこどもの居場所とつないでいる。今後もケアラー支援の主要な担い手として連携を進めていきたい。

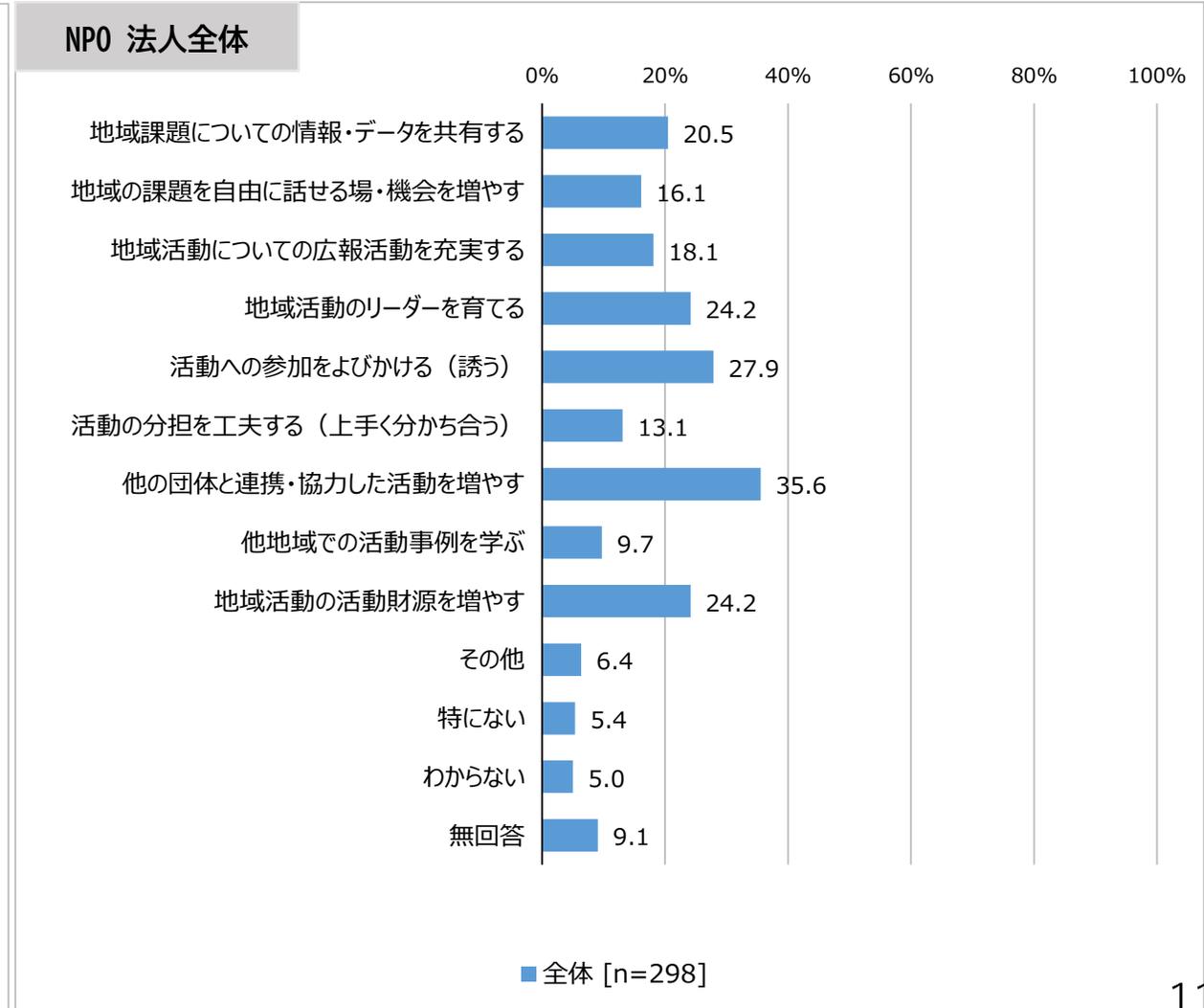
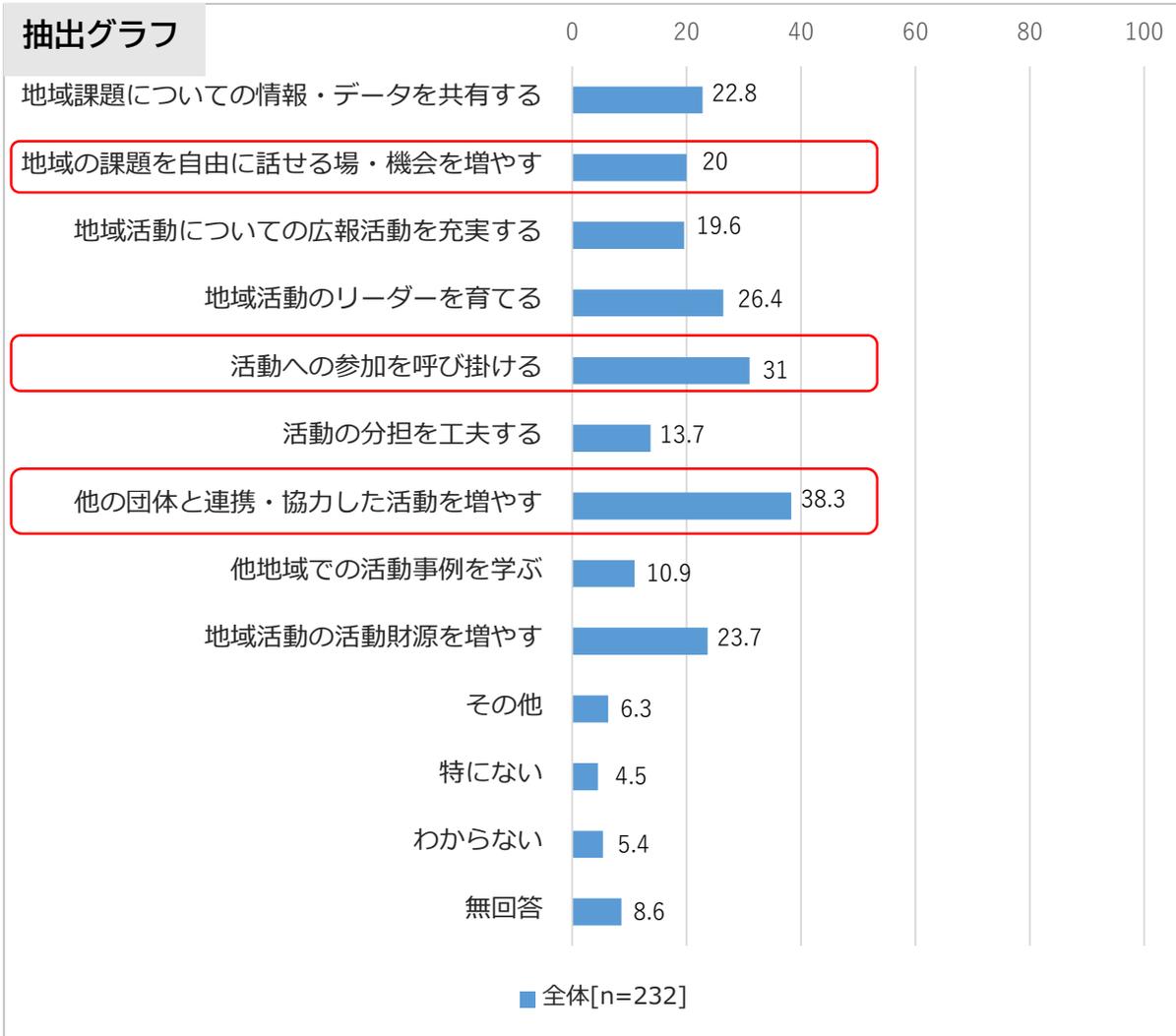
■地域に対して期待すること

- ・実際の対応に責任を持つのは行政や専門機関の役割であると考えており、地域福祉の分野においても最初は行政がイニシアチブをとりながら、活動団体のサポートを進めていくべき。
- ・地域社会としては、ヤングケアラーが課題であることを認識し、困難な状況にあるこども・若者を見かけたときに声をかけられるような、見守りができる状態であってほしい。
- ・地域住民が顔を合わせる機会が多いほど、地域住民同士の見守る力は強いと感じる。夏祭りや防災訓練、清掃活動などをきっかけに地域への帰属意識や困っている人を気にかける雰囲気や育まれるのではないかと期待している。

福祉関連活動に取り組むNPO法人の現状（令和4年度市内地域組織基礎調査結果より抽出）

○全体と比較すると「他団体との連携」「地域課題を自由に話せる機会を増やす」「活動への参加を呼びかける」について回答割合が高く、多様な主体とのつながりを重視していることが分かる。

■団体の活動を活発にしていくために必要なこと(複数回答)



福祉関連活動に取り組むNPO法人の現状（令和4年度市内地域組織基礎調査結果より抽出）

■他団体との連携状況(複数回答)

